

議案第 21 号

山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 19 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長職務代理者 竹田 佳枝

山陽小野田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
山陽小野田市教育委員会会議規則（平成 27 年 3 月 26 日）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（オンライン会議の方法による会議への参加）

第 6 条の 2 教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による会議（以下「オンライン会議」という。）の方法により会議に参加することができる。ただし、法第 14 条第 7 項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件のうち、教育長が別に定めるものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。